

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年4月26日

【会社名】 サノヤスホールディングス株式会社

【英訳名】 Sanoyas Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上 田 孝

【本店の所在の場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森 本 武 彦

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区中之島三丁目3番23号

【電話番号】 大阪(06)4803 6161(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長執行役員 森 本 武 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出します。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成25年4月26日（当社取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社グループは、平成25年3月末時点の新造船未引渡工事で、船価を上回る原価見込みから損失が確実視され、同時点で当該損失を合理的に見積もることが可能な工事について平成26年3月期以降の損失見積額を算定し、受注工事損失引当金を売上原価に追加計上します。

また、当社グループは、グループ各社について繰延税金資産の回収可能性を検証した結果、必要とされる繰延税金資産の取崩しを行い、法人税等調整額に計上します。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当社の平成25年3月期連結決算において、受注工事損失引当金1,391百万円を売上原価に計上します。また、繰延税金資産を取崩し法人税等調整額を1,174百万円計上します。

以上